

施設に対する要請（一覧表）※措置区域のみ法第24条第9項による要請（その他地域は働きかけ）

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

○措置区域：那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、石垣市

○要請及び働きかけ期間：令和3年5月14日（金）～令和3年5月31日（月）

※下記の施設のうち飲食店等その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を別途行っている。

種類	施設例	措置等の内容
劇場等（第4号）	劇場	(1) 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ○営業時間短縮要請（法第24条第9項） 午前5時から午後9時の範囲内の営業とすること （飲食の提供は午後8時までとする） ※イベント開催以外の場合は午後8時までの範囲内
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会又は公会堂（第5号、6号）	集会場	(2) 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ○営業時間短縮の働きかけ (3) 入場整理等の実施とその旨をHPで公表 目的：施設内外の混雑回避 (実施例) ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容 ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館（第8号）	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動・遊技施設（第9号）	体育館	(1) 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ○営業時間短縮要請（法第24条第9項） 午前5時から午後8時の範囲内の営業とすること (2) 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ○営業時間短縮の働きかけ (3) 入場整理等の実施とその旨をHPで公表 目的：施設内外の混雑回避 (実施例) ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容 ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う (4) 無観客とする場合には、営業時間短縮の要請や働きかけの対象外とする
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	柔剣道場、空手道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	その他屋内スポーツ施設提供業	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	
博物館、美術館（第10号） ※他の補助メニューがあるため、「大規模施設等に対する協力金」の対象外	博物館	※図書館は対象外 ※「床面積」は、建築物の床面積を指す（建築物以外、例えば、建築物の外側である屋外の敷地面積は床面積に含まれない。）
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設 (第11号)	性風俗店	(1) 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ○営業時間短縮要請(法第24条第9項) 午前5時～午後8時の範囲内の営業とすること (2) 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ○営業時間短縮の働きかけ (3) 入場整理等の実施とその旨をHPで公表 目的：施設内外の混雑回避 (実施例) ・出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等による混雑回避 ・一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
	デリヘル	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	ライブハウス	
商業施設 (第7号、12号) ※生活必需品は除く	場外馬(車・舟)券場	
	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	※「床面積」は、建築物の床面積を指す(建築物以外、例えば、建築物の外側である屋外の敷地面積は床面積に含まれない。)
	ペット美容室(トリミング)	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場 (集客活動を行い、来場を促すもの)	
	古物商(質屋を除く。)	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ	
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)	
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	
美術品販売		
展望室		